

第1章 「川西市水道ビジョン」の策定にあたって

1 策定の趣旨

川西市水道事業^(注1)は、市勢の発展に伴う人口の増加による水需要の増大に対応すべく5期に及び拡張事業を実施し、市民の生活と命を守る水の「安全・安定」供給に努めるとともに、効率的な事業経営に取り組んでいます。

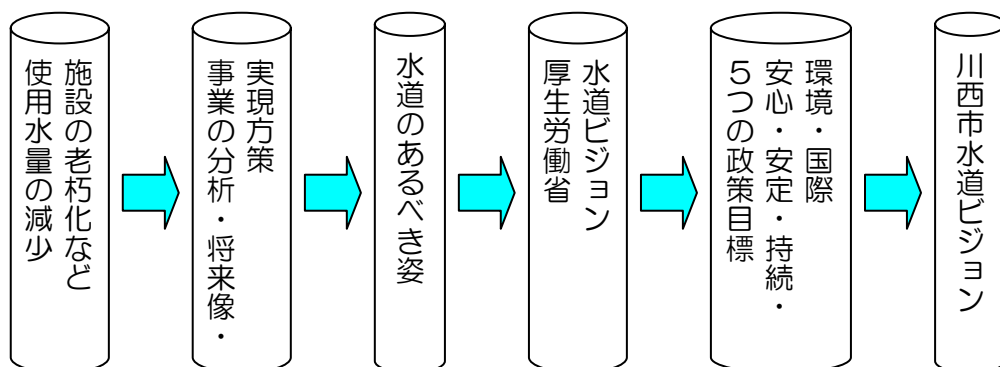
しかしながら、近年のライフスタイルの多様化、少子高齢化、節水意識の定着などにより使用水量は平成12年度をピークに減少を続けており、さらに、老朽化施設の更新（耐震化）等に、今後、多額の費用を必要とすることから、厳しい経営状況にあります。

一方、厚生労働省は平成16年（2004年）6月に、21世紀初頭における、水道のあるべき姿として「水道ビジョン」^(注2)を公表し、水道事業経営におけるより高い施策目標を包括的に示しました。

また、同省は「水道ビジョン」実現のため平成17年（2005年）10月に各事業者に対して、自ら事業の現状と将来見通しを分析・評価し、目指すべき将来像を描き、その実現方策を示す「地域水道ビジョン」を策定するよう定めました。

川西市水道事業においても、水道界全体が転換期を迎えているこの期に、経営の安定を図りつつ、市民のニーズに対応したライフラインシステムの構築を目指し、次代に継承していくための事業計画を立案することが必要です。

そこで、この度、厚生労働省が策定した「水道ビジョン」の5つの政策目標を念頭におき、『川西市水道ビジョン』を策定するものです。



(注1) ^{すいどうじぎょう}水道事業

一般の需要に応じて、計画給水人口が100人を超える水道により水を供給する事業をいう。計画給水人口が5,000人以下である水道により水を供給する規模の小さい水道事業は、簡易水道事業として特例が設けられている。計画給水人口が5,000人を超える水道によるものは、慣用的に上水道事業と呼ばれている。

(注2) ^{すいどう}水道ビジョン

厚生労働省が平成16年6月に、今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策及びその方策、工程等を包括的に示したもの。

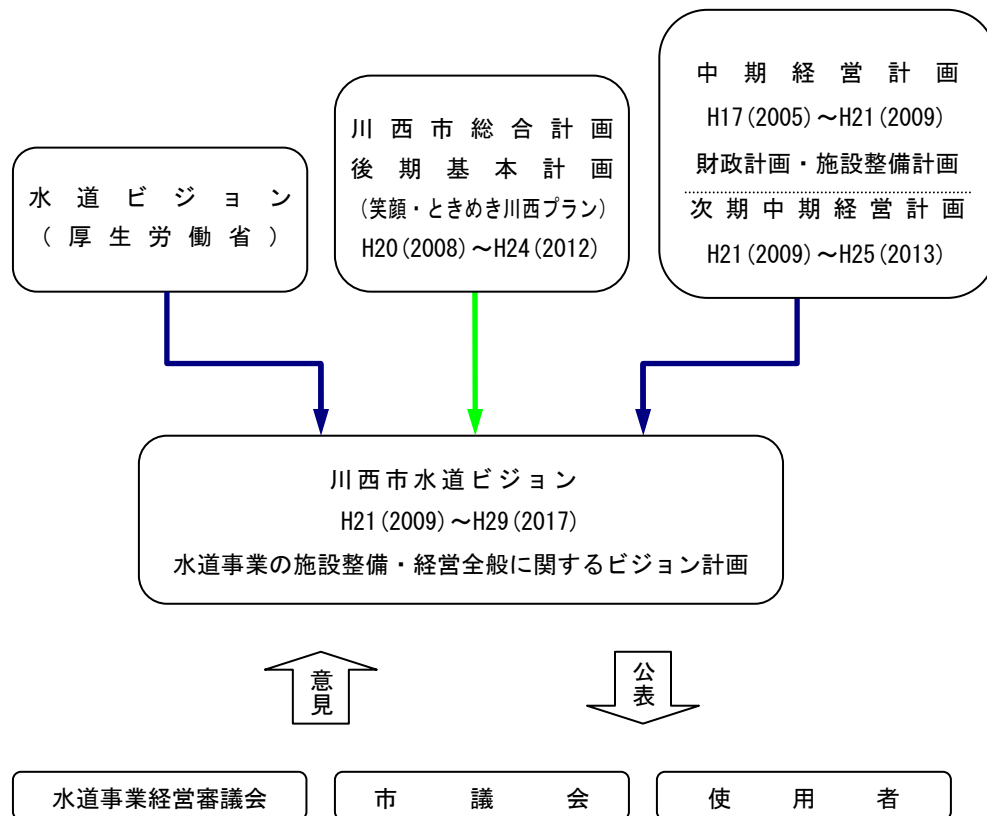
2 位置付け・計画期間

「川西市水道ビジョン」は、第4次川西市総合計画（以下総合計画）の後期基本計画「笑顔・ときめき川西プラン」と整合を図りつつ、財政面・施設整備面においては、「中期経営計画」を基本として、精査・検討しています。

「川西市水道ビジョン」は、平成21年度（2009年度）を初年度とし、次期総合計画との整合を図るため、最終年度を平成29年度（2017年度）、計画期間を9年間としています。

なお、平成24年度には次期総合計画の策定に伴い、水道事業経営審議会の開催を予定し、この期に合わせて平成25年度以降の「中期経営計画」を策定します。

また、必要に応じて第5期拡張事業認可^{（注1）}についても見直しを実施する予定です。



（注1）^{じぎょうにんか}事業認可

水道事業または水道用水供給事業を經營しようとする際に、厚生労働大臣または都道府県知事から受ける認可をいう。この事業認可は、行政法上の公企業の特許に相当するもので、認可を受けないと法の保護を受けることができない。水道事業の經營が自由に行われると、水道事業が乱立し、事業の計画的な遂行が困難となり、水道事業の目的である水を安定して供給することができなくなるおそれがあるので、公共の利益を保護し、公衆衛生を確保するため認可が必要とされる。